

法務省刑総第266号（例規）

平成10年3月9日

検事総長 殿

検事長 殿

検事正 殿

法務省刑事局長 原田明夫

証拠品事務規程の一部改正について（依命通達）

本日付け法務省刑総訓第265号大臣訓令をもって証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号。以下「規程」という。）の一部が改正され、本年4月1日から施行されることとなりましたが、その改正の趣旨等は下記のとおりですので、その適正な運用に配意願います。

記

没収等の事由により国庫に帰属した外国通貨の処分については、従来、規程第33条及び別表第2の11により、外国通貨で通用力あるものは外国為替公認銀行に売却し、外国為替公認銀行が買い受けないもの、通用力のないもの及び通用力の有無を確認することができないものは通常の手続に従って処分することとされていたが、本年4月1日、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成9年法律第59号、以下「改正法」という。）が施行され、外国為替業務の自由化と外国為替公認銀行制度の廃止が実施されることとなったことなどに伴い、規程別表第2の11の項を削除したものである。したがって、本年4月1日以降における没収等の事由により国庫に帰属した外国通貨の処分については、通常の手続に従って処分することとなる。

なお、従来、外国為替公認銀行以外の者に売却する場合には、いわゆるコイン商

等に売却するなど、収集用の通貨として取り扱うこととされていたが、そのように限定的に取り扱う必要はないので、留意願いたい。